

■ 議会改革検討項目

長岡京市議会

※平成23年10月～平成25年10月での検討項目

No	議会改革検討項目	検討状況	検討結果など
1	答弁に必要な範囲(質問の趣旨確認)での反問権付与	検討完了	現在も必要に応じて質問の趣旨確認は行われていることから、改めて反問権の付与は設定しないものとします。
2	委員会運営での議員間自由討議の場の設定/議員間自由討議の具体的あり方の検討	検討完了	現在も実質的に委員会審査において自由討論が行われている状況から、あえて自由討議の場の設定はしないものとします。
3	一般質問の方法 現状/一問一答方式/選択方式	検討完了	議場の現状なども踏まえ、当面は現在の方式を継続します。
4	議会だよりの議員名の記名と会派別議案賛否の記載	検討完了	会派を基本とした議会運営という視点に立ち、会派別議案賛否の記載については、平成24年11月15日号から掲載し、議員名の記名については、現状の会派名での記載とします。
5	議員の個人情報などの選択的公開	検討完了	個人情報(住所・電話番号)は、原則公開とします。ただし、非公開も選択可能とします。
6	傍聴者の資料閲覧可能化	検討完了	平成24年第2回(6月)定例会から閲覧資料(本会議6部、委員会3部)を用意します。ただし、物理的・実務的条件による設定であり、傍聴人数を制限するものではありません。
7	市民との意見交換会を設定(毎年度決算議会後)/議会報告会の開催	検討完了	平成25年度から年1回、市民と議会の意見交換会を開催しています。
8	本会議と各委員会のインターネット動画配信(生中継と録画配信)	検討完了	平成25年第4回議会(9月)定例会から本会議のインターネット動画配信を行っています。
9	本会議場のバリアフリー化/委員会室での視聴	検討完了	当面は物理的な条件により、市役所1階ロビーでのモニター中継を市民への視聴の場として活用します。
10	請願、陳情での押印の省略	検討完了	自署の場合は、押印の省略を可能とします。(平成24年9月会議規則改正)
11	請願者、陳情者の委員会での趣旨説明	検討完了	趣旨説明を可能とします。(平成24年9月先例集改正)
12	本会議と委員会傍聴の自由化	検討完了	原則自由化とします。(平成24年第2回定例会から) ※収容人数の関係で、傍聴人を制限する場合があります。
13	各委員会議事録のHP公開	検討完了	ホームページで公開している「会議録検索システム」を更新し、平成25年2月から委員会要録も公開しています。
14	議会議事録の早期発行化	検討完了	現状よりも早期の発行を目指します。ただし、実務的困難も多いため、インターネット中継の録画配信でその主旨を補います。

15	地方自治法233条5項との関係で提出書類の検討	検討完了	地方自治法に基づく提出書類(決算についての主要な施策の成果を説明する書類)は、現在の成果等説明書とします。
16	議会の議決事項の検討(第9条)	検討完了	総合計画に基づく基本計画を議決事項とします。
17	通年議会の検討	検討完了	現行の定例会条例に基づき、年4回の定例会とします。
18	議会改革項目と審議状況の議会HPへの掲載	検討完了	審議状況は、随時更新していきます。
19	会派構成人数	検討完了	会派構成の最低人数を2人とします。
20	議員定数のあり方と議員報酬について	検討完了	<p>議員定数のあり方については、どうあるべきかの視点を軸にさまざまな角度から検討を重ねた結果、委員会として1つの結論に集約せず、各会派の意見を併記することで検討完了とします。</p> <p>議員報酬については、各会派の意見の一致に基づいて、市長に報酬審議会への諮問を依頼し、その答申を受けて検討していくこととします。</p> <p>◆ほつれんそつの会 定数は、住民の意見反映と両隣議会の定数削減への住民感情から、特別職の7%報酬削減に相当する2名の定数削減。</p> <p>◆公明党 定数は、現状の26名で運営できていると考えているが、国や類似団体の動向から最小限の2減。</p> <p>◆平成3会派 定数は、類似団体や近隣の状況もさることながら、本市議会のあるべき原点で検討し、さまざまな市民の行政参画や運営、委員会構成を考慮し、自由クラブが2減、市民クラブが2減、長岡クラブが6減となり、統一的は4減。</p> <p>◆日本共産党 定数は、二元代表制の重要な一翼として、類似団体に合わせるのではなく、本市の経過を踏まえて多様な民意反映の保障として現定数維持。</p> <p>◆民主フォーラム 定数は、類似団体の状況比較から、本市の委員会構成状況も考慮し、4減。</p>
21	政務調査費の額と個人使用枠の創設	検討完了	政務調査費の額の変更や個人枠の創設は、行わないものとします。また、地方自治法の一部改正により「政務調査費」から「政務活動費」へと変更され、その用途が拡大できることになりましたが、現行の調査研究の範囲内とします。
22	議会事務局の機能強化	検討完了	政策立案や議会改革推進のため、議会運営委員会で検討した項目にそって、理事者へ事務局の機能強化に向けた具体的な要望をしていきます。
23	速記廃止	検討完了	速記廃止に代わる手立てが明確になるまで、当面は現状を維持します。